CRPD/C/CHN/Q/2-3\*

中国　第2・3回審査統合　事前質問事項\*\*, \*\*\*　（JD仮訳）

障害者権利委員会

2020年4月

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**List of issues in relation to the combined second and third periodic reports of China**

\* 2020年7月8日に技術的な理由で再発行された。

\*\* 第13回会期前作業部会（2020年3月30日～4月3日）で採択された。

\*\*\* 中国・香港の報告（CRPD/C/CHN-HKG/Q/2-3）及び中国・マカオの報告（CRPD/C/CHN-MAC/Q/2-3）に関する事前質問事項も、本文書に含まれている。

**A. 目的および一般的な義務（第1～4条）**

**1.** 委員会に次のことを知らせる。

(a）障害者保護法（the Law on the Protection of Persons with Disabilities, 残疾人保障法）を含むすべての法律、政策、指針における障害の概念を、条約で謳われ、平等と無差別に関する委員会の一般的意見第6号（2018年）で詳しく説明されている障害の人権モデルと調和させるために取られた措置。

(b）条約に関して障害者団体が行うことのできる権利擁護及び活動に関する法的枠組み、登録された障害者団体の数、及び障害者団体、特に女性及び障害児の団体の設立を促進するための措置。

(c）市民社会団体、特に障害者団体が、第2次・第3次報告（CRPD/C/CHN/2-3）の作成、条約の実施のための法律や政策の策定、その他障害のある人に影響を与える意思決定プロセスに関与するために取られた措置。

(d）条約の実施及び監視への障害のある子どもを含む障害のある人の代表組織を通じた参加に関する委員会の一般的意見第7号（2018年）に従って、障害のある人の組織に対する脅迫又は嫌がらせの防止のために取られた措置。

(e）条約の選択議定書を批准するために取られた措置と、その批准のための日程案。

**B. 具体的な権利（第5〜30条）**

**平等および無差別（第5条）**

**2.** 以下に関する情報の提供。

(a）締約国報告（CRPD/C/CHN/2-3, パラ16）に記載されている立法調査の結果と、それらが委員会の前回の総括所見（CRPD/C/CHN/CO/1 と修正1, パラ11-12）、特に障害を理由とした差別の禁止の実行にどのように役立っているか。

(b) 委員会の一般的意見第6号を考慮して、多重差別や交差差別、公私における合理的配慮の拒否など、障害のある人へのあらゆる理由によるあらゆる形態の差別に対して平等で効果的な法的保護を提供するために、条約に準拠した差別立法を採用するために取られた措置。

(c）貧困や極度の貧困の状況、戸籍制度（hukou）に起因する地域サービスへのアクセスの障壁に対処するための措置を含む、農村部に住む障害のある人の事実上の平等と社会への包摂を促進するために取られた措置。

(d）障害を理由とした複合的・交差的な差別、特に民族的・言語的少数派に属する障害のある人や障害のある女性や子どもに影響を与える差別を防止・解消するためにとられた措置。

**障害のある女性（第6条）**

**3.** 以下の項目に関する情報の提供。

(a）ジェンダー平等の法律、政策、プログラムにおける、障害のある女性と少女の権利の促進と保護を確保し、障害のある人の政策とプログラムにジェンダーの視点が含まれるようにするために取られた措置。

(b) 障害のある女性と少女、特に貧困線以下で生活する人々の権利を実現するための具体的な予算配分を含む、障害のある女性と少女の開発、発展、エンパワーメントを促進するために農村部と都市部で取られた措置。

(c）条約に基づく権利の行使に際して障害のある女性及び少女が直面する状況及び障壁に関する情報を評価し、収集する調査研究を促進するために取られた措置。

**障害のある子ども（第7条）**

**4.** 講じられた措置についての情報の提供。

(a）特に農村部において、家族や地域社会での生活、障害のある子どものための地域社会の事業やサービスなど、生活のあらゆる分野に障害のある子どもが含まれるようにする。

(b) 障害のある子どもに関わる偏見を防ぐ。

(c）少数民族に属する障害のある子どもが、親が拘束された場合に児童福祉施設や寄宿学校に入れられることを防ぐ。

(d）障害のある子どもに影響を与える問題に関する政策決定プロセスおよび監視・評価への、障害のある子どもの完全かつ効果的な参加を確保する。

(e）障害のある子どもの間に条約および条約に基づく彼らの権利の認識を広げる。

**意識の向上（第8条）**

**5.** 以下のために取られた措置に関する情報の提供。

(a)「障害者を助ける」といった医学的な障害モデルの概念に代えて、障害のある人を独立した自律的な権利保有者として認識するための意識向上プログラムの促進。

(b）すべての障害のある人、特に農村部の障害のある人の間に、条約に基づく権利についての認識を高め、その権利を保護するための措置についての情報を提供する。

(c) 生活のあらゆる分野において、性別や年齢に基づくものを含む、障害のある人に対する偏見、固定観念、先入観、有害な慣習、根強い文化的信念、否定的な態度、いじめ、憎悪犯罪、差別的な言葉と闘う。

(d) 障害のある子どもを含む障害のある人の権利と尊厳の尊重を育むために、障害のある子どもの親や家族、関係者の意識を高める。

**アクセシビリティ（第9条）**

**6.** 以下の項目に関するさらなる情報の提供。

(a）締約国報告（パラ30）で言及されている、アクセシブルな市、郡、村、町を作るための基準の現状と、その基準の策定に障害者団体がどのように関与してきたか。

(b）農村部及び都市部において、公衆に開放された緑地を含む自然環境への障害のある人のアクセシビリティを確保するために取られた措置、及び委員会の一般的意見第7号に基づき、アクセシビリティ対策について障害者団体と協議するための措置。

(c) 情報通信技術を障害のある人にとって完全に利用しやすいものにするために、公共調達を含めて取られた立法措置及びその他の措置。

(d) 都市市街地にある公共用のオープンスペース、および新規・既存の住宅のアクセシビリティを確保するために取られた措置、ならびに建築物の建設におけるアクセシビリティ要件の遵守を監視し、遵守しなかった場合に制裁を課すために取られた措置。

(e) 代替・拡張技術の使用、手話言語、点字、わかりやすい版(Easy Read)の学習・教育・使用を促進するための措置。

**生命に対する権利（第10条）**

**7.** 障害のある人、特に障害のある子どもの生命を脅かすネグレクト、遺棄、および飢餓と闘い、根絶するために取られた措置について、そして本人の同意を得ない医療行為の中止・終了に対して取られた措置に関する情報の提供。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

**8.** コロナウイルス（COVID-19）の大流行に起因し、公衆衛生上危機的な状況にある中で、障害のある人の権利を他の人と平等に保護するために、対象を絞った持続可能な人道的緊急事態の枠組みを確実に確立するために取られた措置に関する情報の提供。特に、障害のある人にウイルスの広がりや予防に関するアクセス可能な情報を提供すること、在宅介護やパーソナルアシスタンスを含む支援や一般の地域社会サービスへの継続的なアクセスを確保すること、救命措置を含む医療への平等なアクセスを提供すること、障害年金や社会給付が常に保証されるようにすること、などの措置について、委員会に報告する。

**9.** アクセシブルな警報システムを設置、および緊急時サービスに関する公式情報をアクセシブルな形式で提供するために取られた措置についての説明。

**法の下の平等な承認（第12条）**

**10.** 次の措置に関し講じられた情報の提供。

(a) 高度な支援を必要とする人や、「精神的障害」または「精神疾患」を有するとみなされる人を含め、障害のある人が他の者と平等に法的能力を行使できるようにする。

(b) 「任意後見」や「成年後見」などの代行意思決定制度を廃止し、支援つき意思決定措置に置き換えること。全面的または部分的に後見されている人の数と、法的能力支援が完全に回復した人の数に関する詳細な情報の提供、そのような情報が改革の取り組みにどのように活用されているかの説明。

**司法へのアクセス（第13条）**

**11.** 以下の情報の提供。

(a) 法律扶助センターで利用可能な現在の人的、技術的、財政的資源と、法律扶助を受けた農村部および都市部の障害のある人の数。

(b) 障害のある人、特に知的障害や心理社会的障害のある人に、手続き上および年齢に応じた配慮を提供するために取られた措置。

(c) すべての法律分野における救済策と司法手続に関する情報をアクセシブルな形式で提供するために取られた措置。

(d）司法制度及び法執行機関に勤務する職員及び管理者に対し、条約に規定されている権利に関する適切な研修を行うために取られた措置。

**身体の自由と安全（第14条）**

**12.** 講じられた次の措置についての情報の提供。

(a) 実際のまたはあるとみなされた障害に基づく非自発的な行政収容または施設収容の慣行を廃止し、非自発的に収容された障害のある人を精神保健施設から退所させる。

(b) 社会的ケア施設と精神科施設における障害のある人の拘留を審査する仕組みを確立する。

(c) いかなる医療行為も、特に精神科治療においては、当事者である障害のある人の自由で十分な情報を踏まえた同意に基づくものであることを保証する。

(d) 刑事手続きや法の適正手続きの保証がなく、障害のある人の自由を奪うことを可能にしている法律を廃止する。

**13.** 職業教育訓練センターにいるウイグル族やその他のトルコ系イスラム教徒の数、および彼らの安全を確保し、障害関連のあらゆるニーズを満たすために提供されている支援についての情報の提供。

**拷問または残虐、非人道的もしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由 (第15条)**

**14.** 以下についての情報の提供。

(a）「人を対象とする生物医学研究の倫理的審査のための措置」（2016年）の、障害のある人の権利を保護する規定を実施するために取られた措置。

(b）障害のある子どもや大人、特に知的障害や心理社会的障害のある子どもや大人に対する、体罰を含む、拷問や残酷、非人道的、または品位を傷つけるような扱いや罰の報告件数。

(c) あらゆる場所、特に精神科医療機関や刑務所において、障害のある人が拷問や、電気けいれん療法、非自発的または過剰な薬物治療、独房監禁、その結果生じる傷害などを含む残虐、非人道的または品位を傷つける治療から保護されることを確保するために取られた措置

(d) 強制治療を含む、障害のある人に対する拷問および残虐、非人道的または品位を傷つける治療または刑罰の防止に責任を負う司法または監督官庁。

**搾取、暴力および虐待からの自由（第16条）**

**15.** 次の措置について講じられた情報の提供。

(a）障害のある人に非金銭的救済を含む効果的な救済へのアクセスを提供し、障害のある人を、特に知的障害のある人の拉致や、偽装された「鉱山事故」で知的障害のある人が死亡したケースのような虐待から効果的に保護する（CRPD/C/CHN/CO/1 および修正1,パラ19）。

(b) 専門家、特に法執行者の間に、障害のある人、特に知的・心理社会的障害のある人について、また、虐待の状況をどのように察知し、どこに支援を求めるかについて、そしてこれらの事例の通報、調査、起訴のための安全な環境を作ることについての意識を高める。

(c) あらゆる形態の搾取、暴力、虐待、誘拐、人身取引から、障害のある女性と子ども、特に知的障害や心理社会的障害のある人を保護する包括的な法的枠組みを構築する。

(d) 障害のある人に対する搾取、暴力、虐待の発生場所と発生率について、体系的に監視し、分類されたデータの収集。過去5年間の、農村部と都市部における、障害のある人に対する搾取、虐待、暴力に関わる事件の刑事捜査のデータを、犯罪の種類、年齢、性別に分けての提供。

(e) 未成年者保護法の第10条が、障害のある子どもに対するあらゆる形態の体罰を明確に禁止するようにする。

(f) 暴力を受けた障害のある人に対し、アクセシブルなシェルター、性別や年齢に配慮した身体的、認知的、心理的な回復支援、リハビリテーションなどの支援サービスの提供。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

**16.** 強制的な不妊手術、妊娠中絶、去勢、避妊（特に知的・心理社会的障害のある人に関して）を禁止するために、法律や政策の改正に向けて取られた措置についての情報の提供。

**移動の自由と国籍（第18条）**

**17.** 以下の情報の提供。

(a）都市部と農村部における戸籍の現在のカバー率、特に農村部において障害のある子どもの戸籍を増やすために取られた措置、および戸籍にまだ登録されていない農村部と都市部の住民の社会サービスへの平等なアクセスを確保するために取られた措置。

(b) 出生直後の登録、特に家族計画法に基づく公式割当数を超えて生まれた子どもや婚姻外で生まれた子どもの登録を確保するために取られた措置、および障害のある人の完全な登録を実現するためにとられたロードマップ。

(c) ハンセン病者の移動の自由の権利を確保するために取られた措置。

**自立生活と地域社会への包摂（第19条）**

**18.** 以下の情報の提供。

(a）障害のある人が地域社会で自立して生活する権利を認め、どこで誰と生活するかを選択する障害のある人の権利を確保するために取られた措置。

(b) 障害のある人の施設収容をやめ、ハンセン病者のコロニーや村を含む全国のあらゆる種類の施設から障害のある人を脱施設化するために取られた措置。

(c) そのような脱施設化プロセスへの障害者団体の参加と、自立して地域で生活するための移行を促進するために割り当てられた資源。

(d) パーソナルアシスタンスを含む、障害のある人のための地域支援サービスを開発するために取られた措置、及び高度な支援を必要とする障害のある人に割り当てられた人的、技術的及び財政的資源。

(e) 障害のある人にとって、住宅、医療、その他のサービスを含む一般の地域社会サービスや施設の利用しやすさを向上させるために採用された戦略、及び農村部を含む市町村レベルでのそれらの利用しやすさを監視するために実施されている措置。

(f) ハンセン病者が医療サービスや施設にアクセスし、地域社会に含まれることを保証するために取られた措置。

**19.** 締約国報告（パラ65）で提供された情報に続き、第13次5カ年計画（2016-2020）における「適正な地域社会」、「自立生活センター」、「草の根レベルの障害のある人」の概念についての説明。また、この計画に農村が含まれているかどうかを示し、自立生活センターの試行事業を開始したのは、農村の何％か、どの村かを明示すること。

**個人の移動（第20条）**

**20.** 次の情報の提供。

(a）ハンセン病患者を含む、締約国報告パラ69で言及されている障害のある人への支援器具の提供に関するデータと統計の、都市部と農村部で年齢、性別、居住地別に区分しての提供。

(b) 個人の移動のための器具やサービスの提供が、特に農村部において、障害のある子どもや大人の要求に合致することを保証するために取られた措置に関する情報。例えば装置の取り付け、設定、修理のための地域のセンターなどの状況。

**表現と意見の自由、および情報へのアクセス（第21条）**

**21.** 次のために取られた措置について情報の提供。

(a) すべての障害のある人に対して、利用しやすい形式と技術を用いて、適時に、追加費用なしに情報を提供する。

(b)一般市民にサービス（インターネットを含む）を提供する民間団体が、障害のある人にとってアクセシブルで使いやすい形式で情報やサービスを提供するようにする（締約国における公共調達基準の見直しを含む）。

(c) 国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトの内容など、条約や関連する人権問題に関する資料を含む、障害のある人のための情報へのアクセスを容易にする。

(d) 中国手話言語を公用語として認め、公共部門および民間部門で働く資格のある手話言語通訳者の数を増やす。

**プライバシーの尊重（第22条）**

**22.** 以下の情報の提供。

(a）障害のある人のプライバシー、家族、家庭、通信、その他のコミュニケーションに対する恣意的または不法な干渉、および名誉や評判に対する違法な攻撃から障害のある人を保護するために取られた措置。

(b）精神保健当局による「精神障害」のある人の登録制度を含め、障害のある人の個人データおよび記録のプライバシーを恣意的または違法な干渉から保護するために取られた措置。

(c) 遺伝情報収集プログラムの一環としてなど、障害のある人から収集されたデータの適切な利用を確保するために取られた措置。および2012年以降に遺伝情報が収集された障害のある人の数。

(d) プライバシーの権利が侵害された場合に、ハビアスデータ権（habeas data）を含む利用可能な救済措置。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

**23.** 次の措置について講じられた情報の提供。

(a）子ども、両親の一方または両方、あるいは子どもの家族の誰かに障害があることを理由に、子どもが両親から引き離されることを防止する。

(b) 障害のある親および障害のある子どもの親が親としての責任を果たすための適切かつ十分な支援を行う。

(c）障害のある子どもの育児放棄を防止し、その根本原因と闘う。また、2012年以降に起訴された、障害のある子どもの育児放棄や出生届未提出の数と、そのうちの有罪判決数を示す。

**教育（第24条）**

**24.** 障害者教育規則の2017年改正で、「インクルーシブ教育が積極的に推進されなければならない」と明示されたという締約国報告の情報（パラ84）に続き、以下の具体的な情報の提供。

(a) 過去5年間の、一般校でのインクルーシブ教育への移行のために特別教育制度から再配分された資源と、農村部に投入された資源の割合。

(b) すべての障害のある人が、生涯学習を含めすべてのレベルの一般校において、アクセシブルなインクルーシブ教育の教材、適応性のある学習環境、合理的配慮を利用できるようにするために取られた措置。

(c) 過去5年間に公立学校で採用された障害のある教員の数、教員資格証明を障害のある人にアクセシブルなものにする措置、教員資格試験において合理的配慮が提供されることを確保するために取られた措置。

(d) 公立学校、特に県（county）以下の郷（township）や農村におけるインクルーシブ教育において、教師に資源と指導方法を提供し、障害のある生徒に支援を提供するために取られた措置。

(e) 障害のある生徒の就学を確保し、教育制度への完全な参加を妨げる態度上の障壁を排除するために取られた措置（障害のある生徒の入学拒否を法的に禁止する措置を含む）。

(f) 2013年から2017年までに、通常の公立学校、特別（公立）学校、ホームスクーリングを通じて義務教育を受けている障害のある子どもと青少年の数（年ごとに分類集計）。

**健康（第25条）**

**25.** 締約国報告のパラ92、97で提供された情報に続き、以下の提示。

(a）すべての国民に無料で提供される14種類の基本的な公衆衛生サービスの範囲と、ハンセン病患者を含む障害のある人で基本的な保健ケアを必要とする人を特定する基準。

(b）委員会の前回の総括所見及び勧告（CRPD/C/CHN/CO/1 および修正1,パラ38）を実施するために取られた措置、特に個人の自律性、選択、尊厳及びプライバシーの尊重を確保するための措置。

(c）医療従事者に障害のある人の権利に関する研修を行い、障害のある人に対する差別的行為を制裁するために取られた措置。

**26.** 障害のある女性と少女が性と生殖に関する健康と権利にアクセスできるようにするために取られた措置と、利用可能なサービスに関する情報がアクセシブルな形式を含めてどのように普及しているかについて通知する。

**ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）**

**27.** 障害のある人、特に子どもと高齢の障害のある人のための包括的で地域社会ベースのリハビリテーションプログラムを促進するために取られた措置の情報を提供し、障害者団体がこれらのプログラムにどのように参加しているかを提示する。

**労働と雇用（第27条）**

**28.** 講じられた次の措置に関する情報の提供。

(a) 障害のある人が、他の人と平等に、自分の好みに応じた職業に就く権利を有することを確保する。

(b) 労働や雇用における障害のある人への差別を、合理的配慮の拒否を含め禁止する。

(c) 職場における障害への偏見と闘い、機能障害を理由とした解雇を防止する。

(d）障害のある人のための積極的差別是正措置などの適切な政策を通じて、開かれた労働市場における障害のある人の雇用を促進する。また、これらの政策の評価に用いられた経験的データ情報を提供する。

(e）締約国報告のパラ103で言及されている支援付き雇用の制度（system of supported employment）を実施する。

**29.** 以下の項目に関する細分化した情報の提供。

(a) 2013年から2017年までに行われた、割り当て雇用制度の違反に関する調査の数。

(b) 違反行為の結果、罰金を科せられた雇用主と、科せられた罰金の額。

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

**30.** 以下の情報の提供。

(a）障害のある人、特に少数民族に属する人や農村部に住む人に対する社会的保障措置、公共住宅プログラム、予算配分。

(b) 障害のある人の社会的保障手当の配分に関連して、政府のあらゆるレベルで汚職を防止するためのシステムを開発するために取られた措置。

(c) 社会的保障政策の効果的な監視と評価を確保するために取られた措置。例えば、農村部と都市部の障害のある人のための公営住宅プログラムやその他の社会的保障へのアクセスに関するデータの分類。

(d) 締約国における公式の貧困ライン以下で生活する障害のある人の数と割合、農村部と都市部で、年齢、性別、民族、居住地別に細分化されたデータ。

(e）障害のある人、特に少数民族に属する人、農村部に住む人への社会的保障措置のための予算配分を確保するために取られた措置。

(f) 仕事で怪我をした障害のある人に支給される年金や手当、及び受給している障害のある人の割合。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

**31.** 講じられた次の措置についての情報の提供。

(a) 障害のある人が他の人と平等に、選挙や国民投票において、脅迫のない秘密投票による完全にアクセシブルな投票手続きにより、投票と選挙への参加を保証する。

(b）中国障害者（残疾人）連合会（China Disabled Persons’ Federation）から独立して活動する障害のある人の組織が、資金の確保、サービスの提供、関係する法律や政策についての協議への参加、国連の人権の仕組み（障害者権利委員会を含むがこれに限定されない）の活動への貢献、などを行えるようにする。

**32.** 以下についての通知。

(a) 外国人非政府組織法とチャリティ法が、障害者組織の登録や、特に少数民族の地域で障害者支援に取り組む非政府組織の活動に与える影響。

(b) 全国の選挙管理委員会が、知的・心理社会的障害のある人を選挙人名簿に記載することを拒否することを防ぐために取られた措置。

**文化的生活、レクリエーション、レジャー及びスポーツへの参加（第30条）**

**33.** 盲人、視覚障害者、その他印刷物の利用に障害がある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約を批准するために取られた措置についての説明。

**C. 特定の義務（第31〜33条）**

**統計およびデータ収集（第31条）**

**34.** 委員会に次のことを通知する。

(a）条約を実施するために公共政策の影響の測定に使用された、障害のある人に関するデータ、統計、指標、基準（障害に関するワシントングループの短い質問セットを含む）。

(b) イ族、チベット人、ウイグル人の地域社会における社会サービスや公共財へのアクセスの違いをよりよく理解するために、省や地域、民族別に集計された障害のある人に関する詳細な情報。

(c) 公共政策とその障害のある人への影響、特に少数民族に属する障害のある人や知的・心理社会的障害のある人への影響を評価し、障害のある人の参加を阻む障壁を特定するために、分類されたデータを収集するために取られた措置。

**国内での実施と監視（第33条）**

**35.** 以下の情報の提供。

(a）中国障害者連合会とその支部から独立して活動する障害者団体が、条約の実施と監視のプロセスにどの程度まで完全かつ有意義に関与しているか。

(b) 条約の実施におけるすべての部門およびすべての政府レベルの調整を確保するために設けられたメカニズム、および市町村レベルの公共政策およびプログラムにおける障害の一般化（disability mainstreaming）を測定するために使用される指標。

(c) 2021年以降の人権に関する国家行動計画案が、人権の保護及び促進のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）に準拠した、人権を監視するための独立したメカニズムの設立をどの程度取り上げているか。またその設立の日程、および条約第33条2及び3に従って、障害のある人の権利を監視するための特定の仕組みについて通知する。

(d) 農村部に住む障害のある人とその代表組織のもとに出かけて働きかける具体的な措置を含め、条約の実施状況を監視するプロセスに障害のある人とその代表組織を参加させるために取られた措置。

（翻訳：佐藤久夫、宮澤明音）